

倶楽部たより

2023 年 5 月

つるま法律倶楽部

◇◇つるま法律倶楽部 納涼寄席◇◇

つるま法律倶楽部では初めての寄席の企画です！

新型コロナウイルスにより2020年から順延していましたが、三遊亭良楽師匠の落語会を開催します。

つるま法律倶楽部は1990年5月に発足し、今年5月で34年目に入りました。長く続けてこられたのもひとえに会員の皆様のおかげです。

今回は良楽師匠の噺に大いに笑い暑さを吹き飛ばし、倶楽部の歴史に思いを馳せ、楽しいひと時を過ごしましょう。



三遊亭 ^{りょうらく} 良楽 さん

<プロフィール>

富山県富山市出身。

昭和62年に5代目三遊亭圓楽に師事。平成4年に真打に昇進。

テレビ・ラジオ・イベント・落語会などで活躍。富山出身の落語家としておなじみ。

◇開催日時：7月30日（日） 開場：午後2時半

- ・午後3時～4時 寄席
- ・午後4時30分～懇親会（buffet形式、お酒有）

◇場 所：泡盛王国

名古屋市中区栄4丁目10-25

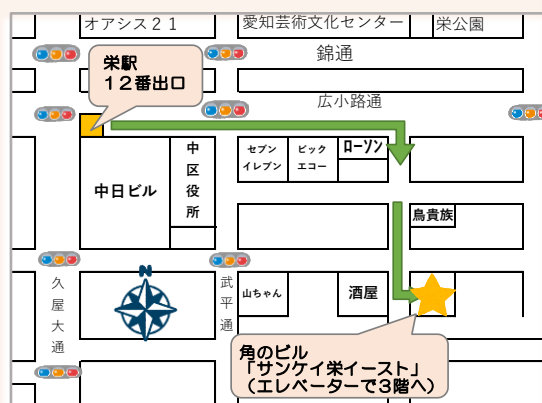
サンケイ栄イースト3階

（地下鉄栄駅12番出口から東へ徒歩5分）

◇会 費：3,500円

◇定 員：40名

★参加ご希望の方は鶴舞総合法律事務所までご連絡ください。



夏の法廷見学のご案内

- 日 程 7月28日（金）午前9時30分～12時
- 集合場所 名古屋地方裁判所1階ロビー
（名古屋市中区三の丸1-4-1）
- 集合時間 午前9時30分



弁護士と一緒に実際に行われている刑事裁判、民事裁判を傍聴します。

親子連れでの参加もお待ちしています。参加ご希望の方は、事前にお電話でお申し込みください。

期限付き雇用問題

弁護士 小島 高志

◇無期雇用への転換申込権

2013年の改正労働契約法の施行によって、有期雇用契約が連続的に繰り返されて通算5年になれば、労働者は期間の定めのない雇用への転換を申し込むことができるようになった（18条）。これによって労働者の身分は安定する、朗報に思えた。

◇更新上限条項等

ところが使用者は規定を設ける等して、5年を超えて有期雇用契約を更新しないことにした。労働者の地位を安定化させようとした改正法はむしろ首切り正当化理由を作り出してしまった。低賃金等で5年間だけ働かせて切り捨てるビジネスモデルが横行している。

大学等で研究等を行う者については、上記5年ルールを10年ルールにする特例「大学教員等任期法」（略称）や「科学技術イノベ法」（略称）が作られた。通算5年を超えても無期転換権は与えられない。10年以後に大量の雇い止めが生じる2023年問題が発生してしまった。

◇二つの注目判決

専修大学で、有期雇用の非常勤講師が5年ルールによって無期転換を求めたのに対し、学園は科学技術イノベ法を根拠にして無期転換を争った。2021年、東京地裁はこの非常勤講師の実際の職務は「研究職」に当たらず、科学技術イノベ法は適用されないとし、5年ルールを適用したうえで、教員の主張どおり無期転換を認めた。高裁でもこれが維持され、本年3月、最高裁は学園の上告を容れなかった。教員救済の判決が確定した。

羽衣国際大学で、非常勤講師、有期専任契約を

繰り返した教員が5年ルールによって無期転換権を行使したが、学園は大学教員等任期法を根拠に、無期転換を争った。大阪高裁は、本年1月18日、教員の実際の業務に踏み込んだうえで、「教育研究の職」に該当しないとして、教員救済の逆転判決を言い渡した。

◇不安定な教育研究環境

文科省の調査によると、国公立大学の教職員のおよそ半数が有期雇用労働者である。私立大学もこれに比肩する。一般に有期雇用教職員の給与水準は著しく低い。恒常的な差別的身分制ができている。教育と研究が不安定雇用によって支えられている状態で、優れた教育や研究が保障され得るのか。極めて疑問である。

安易な教職員の有期契約化や更新拒否は許されるべきではない。この二つの判決は大学教員に大きな希望を与える。

文科省は、意図的な雇い止め等は「…労働契約法の趣旨に照らし望ましいことではない」と関係機関宛て依頼を発した（R4・11・17）。

有期労働契約締結時、求職者は使用者のいうままの条件をのまざるを得ない。この労使の力関係に着目するなら、更新上限条項等は特別の合理性、必然性がない限り、法の趣旨に照らして無効とする法理又は立法措置が採られるべきであろう。さらに論議を深める必要がある。



現代の病理ハラスメント問題 序の序

弁護士 小島 高志

◆ビジネスと人権に関する世界的潮流

企業活動のグローバル化や社会状況の変化に伴って、全世界的に人権侵害が引き起こされるようになった。国連人権理事会は、「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）を承認した。これはⅠ）国家の人権保護義務、Ⅱ）企業の人権尊重責任、Ⅲ）救済へのアクセスの確保を中心とし、世界的に尊重すべき基準とされる。

注目すべき一つは、これが個別企業問題に止まらない点である。「企業はサプライチェーン全体において、人権への負の影響を回避・低減する責任とリスクを負う」とされる。取引先等他企業の人権侵害にも責任を負うべしといい、これに反するリスクを負うべしというのだ。

◆具体例

我が国「外国人技能実習制度」；強制労働問題として、国際的に批判されてきた。手直しは避けがたい。

ナイキ事件；シューズのNIKEの製造委託

先における児童労働、過酷労働が発覚するや、内外からの批判と世界的不買運動が起こり販売は激減した。ついに同社は児童を労働させる企業との取引はしないと宣言することになった。

ウイグル関与製品輸入禁止措置；米はウイグルが関与する強制労働が疑われる製品を輸入禁止とした。ウイグル製品を部品等とする日本製品も輸入禁止となる（ウイグル強制労働防止法）。EUも強制労働関与製品排除に向けて動く。いわゆるブラック企業（活動）は、原材料、部品、製造、流通販売に至る供給網から排除されてゆくことになる。

◆小括

この先、人権やハラスメント問題を二の次としていた20世紀的、旧来の日本的経営感覚ではやってゆけないと覚悟しなければならない。

未来はその克服の先にある。（紙数切れ）

鶴舞総合法律事務所

『最近の相談から』



【隣地使用权】

Q—お互いに境界ぎりぎりに建物を建てていました。隣地の建物が取り壊されたのを機に我が家の外壁を修繕しようとしたら、土地に立ち入るなと言われました。修繕をしないと雨が室内にしみ込んできます。間に立って下さる方がいましたが全く話になりません。

A—土地所有者は、境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕の

ため等に必要な範囲で隣地を使用できます（民法209条1項）。令和5年4月1日施行の民法の改正で、このような場合、あらかじめ、隣地使用の目的、日時、場所、方法を隣地所有者と使用者に通知しなければならないこととされました（同条3項）。

隣地所有者は相当に頑固らしい。弁護士を通じて使用させるよう申し立ててみましょう。

⇒土地を使用させると連絡がありました。工事予定業者が工事内容の明細や工期予定表を作って下さっていたので、円滑に修繕工事ができました。

最近の相談と読んだ本から

弁護士 石塚 徹

最近の相談からー過払金の返還

今年、過払金の返還請求をしてほしいという依頼を受けました。金融会社に資料提供を申し入れると、すぐ資料が届きました。それを基に再計算してみると過払金がありました。ですが、最後の取引から10年近く経っているので時効消滅の心配がありました。しかし、当該金融機関は満額近い金員を返還すると返答してきました。大変良かったです。

サラ金などとの消費貸借契約に利息制限法違反があり、利息の過払いが発生したのは、今から15年以上も前の話です。それが現在でも「過払金は返してもらえます。」とテレビで大々的に宣伝されています。私は、まだこのような事件があるのかと半信半疑でしたが、実際にあるのだと感心しました。心当たりのある方は、一度早めに相談に来てください。

最近読んだ本からー「外国人差別の現場」

(朝日新書) 安田浩一・安田菜津紀著

最近よくテレビなどでお見かけするフォトジャーナリストの安田菜津紀さんが先輩ジャーナリストの安田浩一さんと組んで出版した本です。

スリランカ人で2021年3月6日死亡したウィシュマ・サンダマリさんの事件で脚光を浴びた出入国在留管理局(いわゆる「入管」)の問題と外国人の技能実習生の問題を中心に外国人差別の実態を鋭く追究しています。二人が怒りをもって告発していると感じました。

私も、名古屋入管にかかわる外国人の事件は、昔から何件かかかわってきました。そして、人間を人間とも思わない入管の対応に怒りをもって闘ってきました。

この戦後の入管制度は、1950年にGHQの意向でできた「出入国管理庁」により出発しましたが、できたのは看板だけで内実は旧態依然のままでした。というのも、本によれば「かつての特

高警察官の中で公職追放を免れた者たちが続々と出入国管理庁に集まった。」「結果として特高体質まで引き継がれた」ということです。ウィシュマ・サンダマリさんは、入管に収容され医師の診察・治療を受けさせてもらえないまま死に至りました。日本で英語教師になることを夢見てスリランカから来日して4年近くでの結果でした。

現在、通常国会に入管法の改正案が出ていますが、現状を改善するどころか外国人を早く本国に送還できるようにする改悪以外のなにものでもありません。是非廃案に追い込まなくてはならないでしょう。

技能実習生についていえば、1970年代に入って日本人の賃金が高騰していくなか、研修に名をかりた外国人の就労という問題意識が浮上し、1981年に研修目的で来日した外国人の在留資格が「留学生の一形態」に位置づけられて始まりました。研修生はあくまで「国際交流」と「学ぶ」ことが目的でした。しかし、その実態は安上がりの労働力として劣悪な条件のもと長時間酷使され、差別され続けてきました。あらゆる人権無視が横行する「労働法違反のデパート」と指摘されています。私には、外国人を安上がりの労働力として扱うことが、日本人労働者の劣悪な労働条件の下支えになっていると思えます。日本における外国人差別の事実を直視して、本当の国際交流を実現する道をつくる必要があると考えます。

最近、政府において外国人実習生の制度を見直す議論が始まり、「技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべき」という基本方向が打ち出されたという報道がなされました。是非、この本も参考にして、本当に日本人と外国人が対等に生きていける環境をつくることができれば良いと思います。

自転車事故の事例紹介

弁護士 安井 一大

交通事故の件数は、年々、減少傾向にあります
が、そのうち自転車関連の事故の割合は、平成28年以降、増加傾向にあります。

昨年、次のような事故を担当しました。

Aさんはある会社の営業マンでしたが、通勤のために生活道路を自転車で走行中、対向方向から自転車で走行してきたBさんと衝突してしまいました。

自転車の場合、運転者が自動車のようにフレームで守られているわけではないので、自動車事故よりも衝撃の強さ自体は小さいとしても、ときに、大怪我を負ってしまうことがあります。Aさんも、鎖骨骨折して固定具を用いて治療したほか、顔面の皮膚が変色して（外貌醜状といいます。）、後遺障害12級14号に該当するとの判断を受けました。

Aさんは営業マンなので、普段から外見には気を使っていました。しかし、外貌醜状があることで、相手の目が気になってしまい、それまでより積極的に営業活動を行うことができなくなってしまうことが心配されました。しかし、相手方保険会社の最初の提案では、裁判の水準に比してかなり低い損害賠償額が提案されていました。

また、この事故のような生活道路での正面衝突の場合、事故の過失割合は、基本的に5：5で、個別の事情に従って過失割合を修正するという考え方をします。この事故でも、相手方保険会

社は、最初の損害賠償額の提案のとき、過失割合を5：5で計算していました。

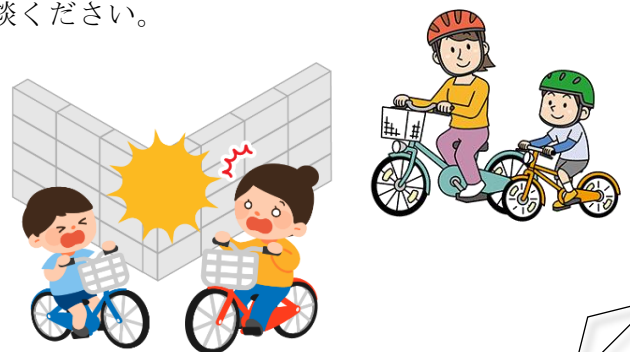
このような事態はよくあるのですが、Aさんとしてはなぜそんな提案になるのかと、事故後に二次的に精神的苦痛を感じたようです。

弁護士が交渉を担当し、結局、過失割合はA：B＝2：8で、当初の相手方保険会社の提案よりも150万円以上多い損害賠償金を支払ってもらいました。

自転車事故であっても、ときに大怪我をすることがあります。こうしたことから、2023年4月から施行される道路交通法の改正では、自転車でもヘルメットの着用が努力義務化されました。

また、自転車事故であっても、相手方に請求する損害賠償額は大きな額になることがありますが、適正な額での賠償を実現するには、弁護士が対応する必要があります。

自転車事故に遭わないよう気を付けるとともに、もし遭った場合は、お気軽に弁護士にご相談ください。



◇倶楽部世話人会のお知らせ◇

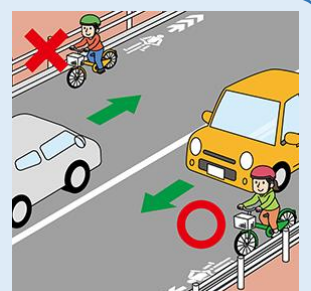
次回世話人会 5月9日(火) 午後6時30分～ セミナールームにて

ミニ法律講座「自転車の道路交通法ガイドと自転車事故」

安井一大弁護士と、みらい保険事務所の仲野丘人さんがお話しします。

どなたでもお気軽にご参加ください。

例：車道は左側を通行（自転車）⇒
【内閣府 HP より抜粋】



最近、インボイス(インボイス制度)という言葉が、耳にする機会が増えていませんか。インボイスは中期フランス語を起源にした言葉で、「送る・届ける」などの意味があるそうです。日本での「インボイス制度」は、業者間の取引時に発生する請求書や領収書に、登録された番号を記載されたものしか、消費税の控除ができない制度です。業者間取引に係わる事だから一般消費者には関係ないと思いますよね……。本当に関係ないのでしょうか？

「インボイス制度」の詳しい中身については次の機会にさせていただき、今回は、「インボイス制度」の隠された真実について述べていきます。

- ・「インボイス制度」は、中小零細業者の廃業につながります。
- ・「インボイス制度」は、日本の文化を滅ぼします。
- ・「インボイス制度」は、地方自治体の地方税を吸いあげます。
- ・「インボイス制度」は、物価を引き上げます。

日本の中小零細業者は、日本経済の担い手として欠かせないものとなっています。私の係わる建設業をみても、工事の元請の下に何社もの下請がかかわり工事が行われています。工事を実際に行っているのが、一人親方といわれる零細業者たちです。「インボイス制度」が施行されると、一人親方と呼ばれる零細業者は消費税分の単価の切り下げか、仕事から排除されてしまいます。工事は滞り、職人の技術の継承にも支障が起こる事でしょう。同じ構造で、日本の文化である アニメ・映像・演劇・芸術などあらゆる分野で日本文化を支えているのが、フリーランスといわれる零細業者です。ある分野のフリーランスの方へのアンケートで、『「インボイス制度」が施行された場合、今の職業を続けていけますか』の問いに3割以上が『続けられない』とこたえています。実際の担い手がいなくなれば、文化は衰退してしまいます。

「地方税が国に吸い上げられるって？」 1つ例を挙げると、多くの自治体が定年後のキャリアのある方々をシルバー人材として、色々な場面で活躍していただいています。活躍の報酬にも容赦なく消費税を徴収するのが「インボイス制度」なのです。シルバー人材のみなさんは給与でなく報酬の為「インボイス制度」が施工後は業者の一人親方と同じ扱いになり名古屋市の場合、2億円以上の市民税を消費税として国に納めることになります。定年後、自身のキャリアをシルバー人材として世の為に生かしている事にも、容赦なく国は税金を掛けむしり取ろうとしています。

先日の国会で「個人の家庭の屋根についているソーラーパネルで発電され電力会社が買い取った場合の、個人の売電収入にも「インボイス制度」は適用されるのか？」と質問が有り、国は「当然「インボイス制度」は適用される」と回答し、「個人の売電収入での消費税額は580億円と試算している」「個人からの消費税徴収が難しい場合は電力会社が代わりに消費税580億円の納税義務を負う。ただし、電力会社は消費税分580億円を電気料金に上のせし徴収してもよい」と回答していることから、あらゆる面で物価の上昇が考えられます。

私は、弱い者いじめの何物でもない、「インボイス制度」の10月からの施行の中止・延期を求めています。

「インボイス制度」の施行中止・延期の署名行動を、私の所属する民主商工会やSTOP！インボイス フリーランスの会で行っています。

一緒に「インボイス制度」中止・延期の行動を進めましょう。



65歳を迎えた方からよく、「介護保険料が急に上がったのはどうして?」と聞かれるのですが、実は図のとおり65歳を境に介護保険制度上大きな変化があります。

算定方法について、以下にザックリと説明します。

【サラリーマンの場合】

65歳未満は給与以外の収入があっても介護保険料には反映されず、給与・賞与に介護保険料率を掛けて保険料が計算され、さらに労使折半により本人負担は半分です。一方65歳以上になると、前年の所得をベースとして、各市町村が定める基準額や乗率を用いて保険料が算出されます。

	40歳	第2号被保険者	65歳	第1号被保険者	終身
40歳未満は対象外	〈給付対象〉 加齢に伴う16種類の 特定疾病 により、介護や支援が必要と認定された人 〈保険料〉 ・健康保険料に上乗せして徴収 ・各保険者が定めた額		〈給付対象〉 病気やけがなど 原因にかかわらず 、介護や支援が必要と認定された人 〈保険料〉 ・公的年金を年間18万円以上受給している人は、基本的には 年金から天引き ・ 所得等 に応じて 各市町村 が定めた額		

【自営業(国民健康保険)の場合】

65歳未満の介護保険料は国民健康保険料に上乗せして納めますが、65歳以上になると国民健康保険料とは別枠での計算になり、サラリーマンの場合と同様に算出されます。

このように65歳の前後で算定方法が大きく変わるため、その結果として負担が増えるケースが多いのが実情ですが、同時に給付対象となる可能性も広がります。年々増大する介護サービス費に備えるために、介護保険の対象年齢を現在の40歳から引き下げること議論されているようですが、負担と給付の基本的なしくみを理解し、今後の制度改正にも関心を持っていきたいものです。

名古屋初上演 前進座公演

松本清張 朗読劇シリーズ 『ゼロの焦点』『或る「小倉日記」伝』

2023年6月14日(水) 名古屋今池ガスホール

午後2時開演(午後1時30分開場) / 午後6時30分開演(午後6時開場)

料金3,800円(当日4,000円) 全席自由席

みなさんこんにちは。

つるま法律倶楽部日帰りバスツアー「奈良、京都の古寺・仏像散策」でお世話になりました田中亨です。

一寸お耳に入りたい朗読劇公演のお知らせです。

松本清張原作を劇団前進座の俳優による劇化公演です。

座の代表者である藤川矢之輔氏に直接申入れ、願い、実現に到りました。

名古屋初上演です。清張の小説は、読み出したらやめられません。

平易でわかりやすく興味をもたせるように叙述が進みます。

それを歌舞伎、時代劇、現代劇、青少年演劇などの幅広いレパートリーを誇る日本で一番古い劇団のそれも今一番旬の俳優さんが、歓喜、憤怒、哀別、快樂(けらく)の場面を見事に語られるのですから、ぐいぐい引き込まれ、たまりません。何をさておいても6月14日は、会場へお知り合いをお誘い合わせご参加ください。

尚、前日13日には、出演俳優による直接指導の「大人のための朗読教室」を開催します。参加人数に限りがございますので、お早めに申し込みください。

連絡先：090-7851-6609 田中まで

チラシを同封します。
チケットは
鶴舞事務所でも取り
扱っています。お問い
合わせください。

4月1日（土）東山植物園散策に参加した。快晴。予想最高気温は 25℃。ちょっと動くと暑い。毎回、武藤雅江さんによる丁寧な解説付きである。参加者は9名。春休みとも重なるためか、特に動物園は子連れの若い人達が多かった。植物園では満開のチューリップ群に迎えられ、前回の 12 月と同様、数組の晴れ着姿（白無垢・袴）の早撮りカップルにも遭遇した。世の中の動きとは裏腹に平和だなあと感じた。

まず、温室の艶やかなブーゲンビリアを鑑賞。ついで、散策路に進んだ。道端に白く咲き誇る雪柳様の花（シジミ花？写真①）やツツジ（写真②、黄色もあった）。



写真①



写真②

また頭上を覆う新緑の木々が涼やかで新鮮であった（写真③）。新しい見どころは也有園である。1700 年代尾張藩に仕えた俳人横井也有に因む植物と俳句が一带に展示され、宗節庵（茶室建築）も改築されていた（写真④）。ギフチョウの幼虫が食するカンアオイの黒い花やヤドリギも確認した。



写真③



写真④

いよいよ桜の回廊へ。今年は例年より満開が1週間ほど早く、やや散り初めた木もあったが、多様な品種が植えられているため、次々に開花し、圧巻であった（写真⑤）。通常なら4月中旬に開く紅豊も満開（写真⑥）。黄色の桜（御衣黄）もあった。武藤さんのお仲間、ボランティアガイドさんから“桜の回廊、花暦”を頂いた。35 種の桜の開花時期と写真が一覧でき、大変参考になる。有難うございました。

写真⑤



集合写真



写真⑥

帰路の中国産植物園林にはムーシューチュウの蕾があった（写真⑦）。5月下旬以降、アジサイ似の白い球状の花が見られるとのこと。見てみたい。



写真⑦

武藤講師有難うございました。解散後、有志7名は動物園内で持参のおにぎり、煮物、漬物等を完食。今回も行き帰り約 4km 歩き、日頃の運動不足を実感。そして、写真はあるが、花の名前がわからない。植物園のHPで検索を試みるが、種類と時期が多様で、難解。如何したら良い。写真撮影時にメモ？

次回は7月1日に東山動物園ガイドツアーを企画中です

★ セミナールーム 報告 ★

新たに「手作り石鹸教室」と「ボイストレーニング」のセミナーを開催する予定です。

「手作り石鹸教室」では、アミノ酸を使った無添加の全身に使用できる石鹸を作ります。ペットにも最適で人気沸騰です。また、「ボイストレーニング」はプロの歌手さんを講師に招き、発声方法を教えてもらいながら参加者みんなで楽しく歌います。参加者を募集しています！材料等の関係上、開催日の1週間前までに電話やメールで予約をお願いします。

またセミナールームは、貸出もしています（定員20名、2時間2,000円）。会議や打ち合わせ、作業場や、交流の場などに使ってください。プロジェクターの貸出も相談可能です。

＜セミナーの詳細は、同封のぴーぷるいきいき活動のチラシをご覧ください＞

憲法カフェのご案内

毎月第4月曜日午前10時～12時

参加費：500円

講師：鶴舞総合法律事務所 弁護士

場所：セミナールーム

5月はお休みです。次回、6月26日は「入管制度と外国人労働者について」です。

◇参加者のアンケートより◇

- ・憲法草案を一章ずつ話していただき、理解を深めることができました。
- ・憲法の条文を具体的な事件と関連して説明してもらえて、とても興味深いです。
- ・判例紹介が多く、参考になります。
- ・参加者同士で討論、検討ができ、有意義でした。
- ・今後への要望として、児童福祉法、生活保護法、原子力発電所と憲法など、憲法が暮らしの中に身近にあることを学びたいです。...等々

ご要望があれば、土曜日にも開催を検討しています。

お茶やお菓子を楽しみながら、憲法への理解を深めていただければと思います。

【これまでの憲法カフェ全21回】

	開催日	テーマ
1	2021年1月25日	憲法って何だろう 日本国憲法の三大原理
2	2021年2月22日	基本的人権って何？
3	2021年3月22日	ジェンダー平等問題
4	2021年4月26日	日本国憲法の制定史
5	2021年5月24日	象徴天皇制を考える
6	2021年6月28日	第9条
7	2021年7月26日	人権総論
8	2021年9月27日	平等権と精神的自由権
9	2021年10月25日	経済的自由権・社会権
10	2021年11月22日	人身の自由
11	2022年1月24日	統治機構
12～18	2022年3月28日 ～11月28日	自民党憲法改正草案を検討する
19	2023年1月23日	「安保3文書」と憲法
20	2023年2月27日	原発問題
21	2023年3月27日	地方自治

ぴーぷるセミナーの紹介

アクセサリー作り教室

毎月第3水曜日 17:00～18:30

初めは新型コロナが流行し少しでもマスク生活の気分を変えるため、可愛くて便利なマスクアイテムを作りたい！ということから始まった仲野厚美さんが講師のアクセサリー教室。今では生徒さんが作りたいと思うパーツで好きなアクセサリー（イヤリング・ペンダント・ブローチ・髪飾りなど）を作っています。まだまだマスクアイテムも人気です。

パーツを繋ぎ合わせたり、UVライトで固まるレジン液を色付けてデザインしたり、カラフルにもシックにも好みやセンスによって世界に1つしかないものが作れます☆

用具など自分で用意する必要はありませんので気軽に参加できます。自分で使うのはもちろん、誰かにプレゼントなどもいいですね。



『下町アロマ教室』

毎月第3水曜日 10:00～11:30

植物の花、葉、木部、種子などから採った精油を使ってハンドクリームや虫除けスプレーなど、その季節に合わせた物を作っています。

講師の小川けいこさん（日本アロマコーディネーター協会（JAA）会員）にコーディネーターになったきっかけなどを伺いました。

「たまたま手元にあった1本のアロマオイルの使い方を知りたいと思い、講座を受講したのが始まりです。使い方を知るだけでなくアロマの歴史なども学び、とても楽しい時間でした。せっかく得た知識を広められたらうれしいと「下町アロマ教室」を企画しました。自分で作るということは中身が分かっている安心というのも大切なポイントです」

毎回とてもいい香で部屋が包まれています。あなたもアロマの世界を体験してみませんか。



つるま法律倶楽部会員のみなさまへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後5時30分

第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後5時30分）をお願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

★労働条件切り下げ、リストラ・解雇、差別、生活苦、虐待（DV）、相続、離婚、コロナうつ、債務返済困難、廃業、倒産、治安不穏、犯罪、様々な問題が生じています。お困りのことがありましたらお気軽にご相談下さい。

セミナールームでの土曜無料法律相談

遺言・相続・後見	セミナー ルーム	第1、第3土曜 午後1時～3時 1人40分程度	弁護士 小島 高志	前日までに予約
----------	-------------	-------------------------------	--------------	---------

◇バスツアー満員御礼◇

倶楽部たより新年号で募集しました、法律倶楽部バスツアー（大塚国際美術館見学と二十四の瞳でおなじみの小豆島の旅 5月27日～29日）は、皆様から早々にお申し込みをいただき定員となりました。ありがとうございました。

低山歩こう会



低山歩こう会は、今年で発足30周年を迎えました！

2020年4月の開催が新型コロナウイルス感染症により中止になって以来、昨年11月に3年ぶりに開催しました。

次の開催は10月初旬を予定しています。参加希望の方はご連絡ください。詳細が決まり次第、案内させていただきます。

←4月16日 局ヶ岳山頂にて



—— 編集後記 ——

【ドイツ 原子力発電所停止】今年4月15日、ドイツで最後まで稼働していた3基の原発を停止し、国内すべての原発が停止しました。もともとドイツは2002年に社民党と緑の党の連立政権の下で2021年までの原発の全基段階的停止を法制化していましたが、中道右派のメルケル政権は原発の運転期間を延長するとしました。しかし、2011年の福島第一原発事故を受けて2022年までの脱原発に踏み切ったのです。そして、今年4月15日に、最後の3基の稼働原発が停止しました。レムケ首相（緑の党）は、「原子力は高リスクの技術であり、ドイツのような国でも制御できない。」「原発は戦争における標的になる。」「祖国のために反原発運動をたたかってきた多くの活動家たちに感謝したい。」などと述べたそうです。

ドイツでは福島の原発事故後、原発の社会への危険性を重視し、原発がなくても電力を確保できる態勢を作ってきています。当事者の日本はどうでしょうか。今後も更に原発再稼働を推し進めています。愚かな行為と言わざるを得ません。日本は自然エネルギーへの注力が遅れており、私たちは原発停止とともに自然エネルギーへの転換を求めて運動を強める必要があるでしょう。 石塚

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227